

## 共益費の負担

共益費は、団地内の共用施設を維持管理するため、経常的に必要となる経費に対して支出する費用であり、家賃、自治会費とは別に負担いただくものです。

この費用の徴収は、入居者の代表である自治会が行います。また自治会から相手方に直接支払うものです。

共益費の主なものは、次のとおりです。

費用の種類	負担の内容
1 電気料金	階段灯、廊下灯、外灯、集会室等並びに給水施設、污水处理施設、排水施設、エレベーター施設等の電灯及び動力の電気の基本料、使用料
2 電気器具の消耗品	上記 1 の照明器具の修理費用並びに電球、蛍光管、グローランプ、水銀灯、カバー、スイッチ、ソケット、ヒューズ、水銀灯設備のトランス、室内端子、自動点滅器等の修理または取替費用
3 水道料金	屋外散水栓、集会室、その他共用施設の水道の基本料、使用料
4 水道施設の消耗品	上記 3 の給水栓及びパッキン等の修理または取替費用
5 排水施設の消耗品	集会室等の便器・タンク、便座、ペーパーホルダー等の修理または取替費用
6 排水施設の保守	屋内外排水管の清掃(第 1 桝まで)、污水处理施設の維持保守に要する費用、ゴミ処理及び消毒に要する費用
7 エレベーターの保守	押しボタン及び表示球の取替費用
8 ガス料金等	集会室のガス基本料金及び使用料、ガス栓の修理または取替費用
9 その他	自治会で設置したものの修理及び取替費用